

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能代市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

能代市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>・介護保険法に基づき、能代市の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者である者を被保険者として介護保険事業を運営している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①資格取得、資格喪失 ②保険料の賦課・徴収 ③保険料の還付 ④保険給付 ⑤高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請</p>
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、収納管理システム、滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項及び別表100の項</p> <p>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項)</p> <p>・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載が、第4欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で法令について介護保険法が規定されている項(2、3、6、27、38、70、116、131、137、145、158の項)</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する情報」が含まれる項(131、132の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 長寿いきがい課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満(任意実施) <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> 発生あり

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、書類やUSBメモリは施錠可能な保管場所への保管を徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。また、特定個人情報に関する基礎的な知識を全職員が身に着けるように、特定個人情報の取り扱いに関する研修を実施している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、下記の対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 ・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、報告すること。 ・各課等の長を情報保護管理者として事務取扱担当者の適切な監督を行うこと。 ・研修計画を策定し、情報保護管理者や事務取扱担当者等に対して研修を行うこと。 また、受講確認を行い、全ての対象職員が受講するための措置を講じていること。 ・庁内で漏えい等の事案が発生した場合、再発防止の周知等を行うこと。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月30日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(93、94、95の項)	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(12346811263033394256の2586162808794108の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2351722438197106109118120の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(9394の項)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月25日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	<p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 6 8 11 26 30 33 39 42 56の2 58 61 62 80 87 94 108の項) <p>第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2 3 5 17 22 43 81 97 106 109 118 120の項) 	<p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 6 8 11 26 30 33 39 42 56の2 58 61 62 80 87 90 94 108の項) <p>第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2 3 5 17 22 43 81 97 106 109の項) 	事後	
令和2年6月3日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 <p>【情報提供の根拠】</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 6 8 11 26 30 33 39 42 56の2 58 61 62 80 87 90 94 108の項) <p>第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2 3 5 17 22 43 81 97 106 109の項) <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項) <p>【情報照会の根拠】</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(93 94の項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 <p>【情報提供の根拠】</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1 2 3 4 6 8 11 26 30 33 39 42 56の2 58 61 62 80 87 90 94 108 117の項) <p>第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2 3 5 17 22 43 81 97 106 109 120の項) <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項) <p>【情報照会の根拠】</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(93 94の項) 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(12346811263033394256の258616280879094108の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2351722438197106109の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(9394の項)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(12346811263033394256の258616280879094108の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2351722438197106109の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(9394の項)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・介護保険法に基づき、能代市の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療 保険加入者である者を被保険者として介護保険事業を運営している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①資格取得、資格喪失 ②保険料の賦課・徴収 ③保険給付</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>・介護保険法に基づき、能代市の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療 保険加入者である者を被保険者として介護保険事業を運営している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①資格取得、資格喪失 ②保険料の賦課・徴収 ③保険料の還付 ④保険給付 ⑤高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	4.情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(12346811263033394256の258616280879094108の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2351722438197106109の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(9394の項)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(12346811263033394256の258616280879094108117の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2351722438197106109の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(9394の項)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>・介護保険法に基づき、能代市の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療 保険加入者である者を被保険者として介護保険事業を運営している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①資格取得、資格喪失 ②保険料の賦課・徴収 ③保険料の還付 ④保険給付 ⑤高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>	<p>・介護保険法に基づき、能代市の区域内に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療 保険加入者である者を被保険者として介護保険事業を運営している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①資格取得、資格喪失 ②保険料の賦課・徴収 ③保険料の還付 ④保険給付 ⑤高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請</p>	事後	
令和7年1月30日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一(68の項)	<p>・番号法第9条第1項及び別表100の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令 第50条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供の根拠】 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(12346811263033394256の258616280879094108117の項) 第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が ・「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(2351722438197106109の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に ・「介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(95の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に ・「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項(9394の項)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条</p> <p>【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「市町村長」が、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載が、第4欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で法令について介護保険法が規定されている項(2、3、6、27、38、70、116、131、137、145、158の項)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「市町村長」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する情報」が含まれる項(131、132の項)</p>	事後	
令和7年1月30日	8. 人手を介在させる作業	(新規)	<p>十分である</p> <p>特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、書類やUSBメモリは施錠可能な保管場所への保管を徹底するなど、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 また、特定個人情報に関する基礎的な知識を全職員が身に着けるように、特定個人情報の取り扱いに関する研修を実施している。</p>	事後	
令和7年1月30日	9. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	<p>9) 従業者に対する教育・啓発</p> <p>十分である</p> <p>能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、下記の対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、報告すること。 ・各課等の長を情報保護管理者として事務取扱担当者の適切な監督を行うこと。 ・研修計画を策定し、情報保護管理者や事務取扱担当者等に対して研修を行うこと。 <p>また、受講確認を行い、全ての対象職員が受講するための措置を講じていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内で漏えい等の事案が発生した場合、再発防止の周知等を行うこと。 	事後	